

平成 25 年 度

定期監査(第 3 次)結果報告書

平成 26 年 3 月 7 日

北 見 市 監 査 委 員

平成25年度第3次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成25年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 総務部 工事検査主幹、市史編さん主幹
- 市民環境部 東相内出張所
- 保健福祉部 子育て支援推進室（子ども支援課、主幹）
- 学校教育部 留辺蘂学校給食センター
- 社会教育部 社会教育施設整備推進室、中央図書館
- 会計課

2 監査の期間

平成26年1月17日(金)から平成26年3月4日(火)

3 監査の主眼及び方法

平成25年4月から平成25年12月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○契約事務について

業務委託契約に係る契約保証金の免除の一部に、関係規程に沿った取扱いとなっていない事案があった。また、決裁処理の事務手続きや契約書条項の表記が適正でない事案もみられた。

契約行為は、後日思わぬ紛争を招く恐れもあることから、関係法令や契約事務の概要などの取扱いに沿った、より慎重な確認を行い、適正な事務処理を行うこと。

5 意見

○複合施設の維持管理経費負担について

複合施設における電気料、上下水道料など施設維持管理に係る経費負担について、それぞれの設置目的に沿って負担すべきところ、基幹施設が一括して負担している状況がみられた。

各所管部はそれぞれ目的に沿って予算措置し、費用負担することについて、関係部と協議のうえ費用負担の見直しを検討されたい。

監査の結果に基づき講じた措置（平成26年6月18日公表）

．次のとおり市長及び教育委員会から、平成25年度定期監査（第3次）結果に基づく措置の通知がありました。

平成25年度定期監査(第3次)結果の内容	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>○契約事務について</p> <p>業務委託契約に係る契約保証金の免除の一部に、関係規程に沿った取扱いとなっていない事案があった。また、決裁処理の事務手続きや契約書条項の表記が適正でない事案もみられた。</p> <p>契約行為は、後日思わぬ紛争を招く恐れもあることから、関係法令や契約事務の概要などの取扱いに沿った、より慎重な確認を行い、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>【市長】</p> <p>平成26年3月17日開催の定例部長会議において、平成25年度第3次定期監査結果における指摘事項を報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図った。</p> <p>また、契約事務については、平成26年5月23日に行った経理事務担当者研修会において、研修を実施した。</p> <p>しかしながら、指摘事項にあるように、適正な事務処理が行われていない事例も多数あることから、今後においては、契約事務に特化した研修等を行うことも検討したい。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>今後は北見市財務規則ほか関係規程に沿った取扱いを行い、適正な事務処理を心がけるよう、関係各課へ周知徹底を図り、事務に遺漏がないよう努める。</p>